

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 貸借対照表        [第一節～第三節 略]</p> <p>第四節 純資産        [第一目・第二目 略]</p> <p>第三目 評価・換算差額等（第六十七条）        第三目の二 株式引受権（第六十七条の二）        [第四目・第五目 略]</p> <p>第三章 [略]</p> <p>第四章 株主資本等変動計算書        [第一節・第二節 略]</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第一百三十三条・第一百四条）        第三節の二 株式引受権（第一百四条の二）        [第四節～第六節 略]</p> <p>[第五章～第九章 略]</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]        [第一節～第三節 同上]</p> <p>第四節 [同上]</p> <p>[第一目・第二目 同上]</p> <p>第三目 評価・換算差額等（第六十七条）        [第四目・第五目 同上]</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>第四章 [同上]        [第一節・第二節 同上]</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第一百三十三条・第一百四条）        [第四節～第六節 同上]</p> <p>[第五章～第九章 同上]</p> <p>附則</p>

(定義)

第八条 「略」

〔2〕24 略〕

25 この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。

〔26〕35 略〕

36 この規則において、「逆取得」とは、企業結合のうち、次に掲げるものをいう。

〔一〕三 略〕

四 株式会社交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第四号において同じ。）が株式交付親会社（同法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合

〔37〕69 略〕

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）  
第八条の十八 「略」

2 「略」

(定義)

第八条 「同上」

〔2〕24 同上〕

25 この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。

〔26〕35 同上〕

36 「同上」

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

〔37〕69 同上〕

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）  
第八条の十八 「同上」

2 「同上」

<p>4 〔略〕</p> <p>四 第八条第三十六項第四号に掲げる企業結合 株式交付子会社</p> <p>(純資産の分類)</p> <p>第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>第三目の二 株式引受権</p> <p>(株式引受権の表示)</p> <p>第六十七条の二 株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>(株主資本等変動計算書の区分表示)</p> <p>第百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>3 第一項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>(純資産の分類)</p> <p>第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>〔目名を付する。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>2 〔同上〕</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>四 第八条第三十六項第四号に掲げる企業結合 株式交付子会社</p> <p>(純資産の分類)</p> <p>第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>第三目の二 株式引受権</p> <p>(株式引受権の表示)</p> <p>第六十七条の二 株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>(株主資本等変動計算書の区分表示)</p> <p>第百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p>	<p>3 〔同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>(純資産の分類)</p> <p>第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。</p> <p>〔目名を付する。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

第三節の二 株式引受権

第百四条の二 株式引受権は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

「節を加える。」

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[略]

純資産の部

[略]

評価・換算差額等

[略]

評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××

[略]

[略]

[略]

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[略]

純資産の部

[略]

評価・換算差額等

[略]

評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××

[略]

[略]

[略]

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[同左]

純資産の部

[同左]

評価・換算差額等

[同左]

評価・換算差額等合計	×××	×××
------------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当事業年度
	( 年 月 日)	( 年 月 日)

[同左]

純資産の部

[同左]

評価・換算差額等

[同左]

評価・換算差額等合計	×××	×××
------------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

※様式第七号を挿入。  
※様式第七号の二を挿入。

※様式第七号を挿入。  
※様式第七号の二を挿入。



様式第七号の二  
【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	前事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)											
	資本金			株主資本			自己株式			新株予約権		
	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (記載上の注意)
1. 変動科目及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
  2. 株主資本以外の科目については、前事業年度中の変動額を、変動科目ごとに記載することができる。
  3. その他有価証券償還金は、科目ごとの記載に代えてその他有価証券償還金の合計額を、当事業年度前期首残高、前事業年度中期首残高、前事業年度末首残高に区分して記載することができる。
  4. 評価・換算差額等は、科目ごとのそれぞれの金額を記述すること。
  5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計簿の記載は省略することができる。
  6. 繰上償還及び繰上返済等(以下「繰上償還等」という。)を行った場合には、前事業年度中の繰上償還等に対する累積影響額及び繰上返済等に対する累積影響額を区分表示すること。
  7. 会計基準等に規定されている繰上償還等に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用年度の前期首残高に追加することができる。
  8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号の二  
【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

	前事業年度(自 年 月 日 至 年 月 日)											
	資本金			株主資本			自己株式			新株予約権		
	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金	資本 金	資本 準備 金	資本 剰余 金
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
前期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (記載上の注意)
1. 変動科目及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
  2. 株主資本以外の科目については、前事業年度中の変動額を、変動科目ごとに記載することができる。
  3. その他有価証券償還金は、科目ごとの記載に代えてその他有価証券償還金の合計額を、当事業年度前期首残高、前事業年度中期首残高、前事業年度末首残高に区分して記載することができる。
  4. 評価・換算差額等は、科目ごとのそれぞれの金額を記述すること。
  5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各会計簿の記載は省略することができる。
  6. 繰上償還及び繰上返済等(以下「繰上償還等」という。)を行った場合には、前事業年度中の繰上償還等に対する累積影響額及び繰上返済等に対する累積影響額を区分表示すること。
  7. 会計基準等に規定されている繰上償還等に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用年度の前期首残高に追加することができる。
  8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。



備考 表中の「」の記載は注記である。

当事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日） (単位：円)

	株主資本										剰余金 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		その他		繰越へ			繰越へ 繰越金 計
	資本 剰余金	資本 剰余金 計	利益 剰余金	利益 剰余金 計	自己 株式	自己 株式 計	繰越 金	繰越 金 計	繰越 金	繰越 金 計		
当年度初	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当年度末	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (注記上の注記)
- 上記の様式は、会社計算規則第3編第4章の規定に基づいて記載すること。
  - 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の繰越金の部における各項目との整合性に留意すること。
  - 繰越金又は繰上再表示（以下、「繰上再表示」という。）を行った場合には、前事業年度の期首繰越金の後の期首繰越金を区分表示すること。
  - 会社基準等に規定されている繰上適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首繰越金に区分表示すること。
  - 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

当事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日） (単位：円)

	株主資本										剰余金 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		その他		繰越へ			繰越へ 繰越金 計
	資本 剰余金	資本 剰余金 計	利益 剰余金	利益 剰余金 計	自己 株式	自己 株式 計	繰越 金	繰越 金 計	繰越 金	繰越 金 計		
当年度初	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当年度末	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (注記上の注記)
- 上記の様式は、会社計算規則第3編第4章の規定に基づいて記載すること。
  - 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の繰越金の部における各項目との整合性に留意すること。
  - 繰越金又は繰上再表示（以下、「繰上再表示」という。）を行った場合には、前事業年度の期首繰越金の後の期首繰越金を区分表示すること。
  - 会社基準等に規定されている繰上適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首繰越金に区分表示すること。
  - 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。